

令和4年3月11日

雇用環境の整備に関する行動計画（第5回）

公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団は、従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく行動計画を次のとおり策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：所定外労働を削減し、1人あたり平均月5時間を上回らないようにする。

<対策>

令和4年 4月～ 所定外労働の現状を把握

令和4年 6月～ 職員への周知、試行実施

目標2：令和7年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、1人あたり平均年間14日以上とする。

<対策>

令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況の現状を把握

令和4年6月～ 職員への周知

令和5年1月～ 年次有給休暇取得推奨キャンペーンを実施